印 紙 貼 付

単 価 契 約 書

業 務 名 電車事業所工場クレーン保守点検業務<2024単価>

上記業務について、一般財団法人札幌市交通事業振興公社(以下「委託者」という。)と、 (以下「受託者」という。)とは、次のとおり契約を締結する。

- 1 契約 単価 別紙単価内訳表のとおり
- 2 契 約 期 間 からまで
- 3 契約保証金
- 4 その他の事項 別紙契約約款のとおり

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 札幌市中央区大通西5丁目地下鉄大通駅西側コンコース内 一般財団法人札幌市交通事業振興公社

理事長 藤 井 透

受託者 住 所 商号又は名称 職・氏名

- (総則)
 第1条 委託者及び受託者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書(設計図、見本等を含む。以下同じ。)に従い、この契約(この約款及び仕様書を内容とする業務契約をいう。以下同じ。)の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。
 2 受託者は、業務(この契約に基づき履行する業務をいう。以下同じ。)を委託者が指定する日(以下「指定日」という。)までに完了するものとし、委託者はその委託代金額(契約単価に第5条の発注に係る業務の数量を乗じて得た額(円未満の端数は切り拾て。)をいう。以下同じ)を支払うものとする。
 3 この契約に定りる金銭の支払いに用いる通償は、日本円とする。
 4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通償は、日本円とする。
 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 6 この約款に定める承諾、通知(第10条第2項を除く。)、請求、指示、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

- 面にて行わなければならない。
- (秘密の保持) 第2条 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (契約保証金)
- 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、一般
- 前項の契約保証金の額は、契約金額(委託者があらかじめ示した予定数量に契約単価を乗じて得た金額を いう。以下同じ。)の100分の10以上としなければならない。
- (権利義務の譲渡等の禁止) 1条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。 あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。 こたし、あり (履行方法)
- 第5条 受託者は、契約期間中委託者の指示のあるごとに、その都度指定日までに当該発注に係る業務を完了 するものとする。 (再委託等の禁止)

- (件奏託等の禁止) 第6条 受託者は、業務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部であって、 業務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。 2 受託者は、前項ただし書の規定により業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、委託 者の承諾を得なければならない。 3 委託者は、前項の承諾にあたり、受託者に対して、受託者が第1項の規定ただし書の規定により業務の一部を 変託する第三者の商号又は名称、住所、委託する業務の範囲、その他必要な事項の通知を求めることが
- 受託者は、第1項及び第2項の規定により業務の一部を第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託 く当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする
- 第7条 季託者は、適正な業務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、この契約の 17 米 安配日は、風止な来榜の返打を図るため、支配日に対して第二人のに応じてた監督をTV、この失約の履行を確保するものとする。 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から業務改善命令等がなされた場合には、その
- 補正等の措置をしなければならない。
- (委託者に対する損害賠償) 第8条 受託者は、業務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合に は、第15条の2の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、委託者の定めるところにより、その一切の損害 を賠償しなければならない。
- を照真しなければならない。 (第三者に対する損害賠償) 第9条 受託者は、業務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合に は、その一切の損害を賠償しなければならない。
- (検査等) 第10条 受託者は、第5条に規定する業務を完了したときは、遅滞なくその旨を委託者に通知しなければなら
- ない 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内(以下「検査期間」とい。)に受託者の立会のもとに業務内容の検査(以下「完了検査」という。)を行い、その結果を受託者に通知 するものとする。
- 、受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。 (委託代金額の支払) 311条 受託者は、完了検査に合格したときは、委託代金額の支払を請求することができる。
- 第11条
- 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内(以下、「約定期間」とい。)に前項の委託代金額を支払わなければならない。
- つ。) に即用の委託代金額を支払わないればないない。
 委託者がその責めに帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。
 委託者は、この契約の履行に際して、一部履行しない業務がある場合には、第1項の委託代金額から当該
- 履行しない割合に相当する金額を減額することができる。 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者との協議成立までの間、第1項の委

- 5 変託者は、受託者が変託者に損害を与えたときには、変託者と受託者との協議成立までの間、第1項の委託代金額の支払を保留することができる。 (履行選促の場合における違約金等) 第12条 受託者の責めに帰すべき事由により指定日までに業務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。 主 前項の造約金の額は、委託代金額につき、指定日の翌日から完了検査(第10条第3項で準用する場合を含む。)に合格した日までの日数に応じ、契約日における民事法定利率の割合を乗じて計算した金額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその金額を切り捨てる。)を違約金とす。
- る。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。 そこれに、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により、履行期間内に業務の履行ができないときは、委託者と協議のうえ、履行期間の延長を行うことができる。ただし、業務の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を塗することができない場合においては、この限りで
- 。 委託者の責めに帰する理由により前条第2項に規定する委託代金の支払が遅れたときは、受託者は、支払 期限の翌日から支払が完了した日までの日数に応じ、未受領金額に対し、契約日における民事法定利率の割 合を乗じて計算した金額を遅延利息として、委託者に請求することができる。 (談合行為に対する措置)
- 第13条
- (談合行為に対する措置) 第13条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の 2に相当する額を委託者に支払わなければならない。契約期間が満了した後においても、同様とする。 (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。) 第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する課股金納付命令)が確定したとき。 (2) 受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が、刑法(明治40年法律第45号) 第96条の6の規定に 該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。) したとき。 (3) 前2 9下(規定する)ののほか、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が独占禁止法又は刑法 第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。 2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。 3 前2 9下の規定は、委託者の受託者に対する場合を開発するとができる。

- 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。
- 委託者は、必要があるときは、受託者に対して業務の内容を変更させ、又は履行の中止をさせること ができる。
- この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、委託者と受託者とが協議のうえ、契約 単価の変更を行うことができる。 (契約の解除等)
- (スペルンの (1885年) 15条、委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、 その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときに、 いて、当該不履行が、この契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。 その期間を経過したときにお

- 1) 履行期間内に業務の全部又は一部を履行しないとき。 2 第0条第3項の規定に基づき、受託者が指示した期間内に補正しないとき。 3 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。
- (1) 業務が履行不能であるとき。

- (2) 業務履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 (3) 業務一部の履行が不能である場合又は業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは、契約の目的を達することができないとき。
 (4) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行しないでその期間を経過したとき。
 (5) 地方自治法施行合(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
 (6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は一般財団法人札幌市交通事業振興公社契約日間と等をする名きなり。とと

- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 イ 役員等(受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人
 の (金) では、 (金) 役員等(安託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、安託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者を、安託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団、代統市暴力団の排除の推進に関する活員(札幌市暴力団の排除の推進に関する係力量という。以下この号において同じ。)又は暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団長をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団人

 - では、からいからいからいからないが、これがあるようとない。 にも、であると認められるとき。 2 役員等が、自己、自社者しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。 2 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認めら
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- は良子が、米の四人は米の回見とは云いたケ無さなが、たちあがさりという。 再委託契約、資材の購入契約その他この契約関連する契約(トにおいて「関連契約」という。)の相手 5がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合(へに該当する場合
- を除く。) に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じな
- 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。 委託者は、第1項又は第2項(第8号を除く。)の規定により契約を解除した場合において、受託者が既に
- 完了した部分の業務において提供を受ける必要があると認めたときは、当該完了部分の完了検査を行い、当 該検査に合格した業務の提供を受けることができる。この場合、委託者は、当該提供を受けた業務の完了部 分に相当する委託金額を受託者に支払わなければならない。
- 受託者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合に受託者に指索が生ずることがあっても、
- 安託者に対してその損害の賠償を求めることができない。 第1項各号又は第2項各号(第8号を除く。)に定める場合が、委託者の責めに帰すべき事由によるもので あるときは、委託者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない
- (契約が解除された場合等の賠償金) 第15条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、契約金額の100分の10に相当する金額 (委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額)を賠償金として請求することが できる
- この。) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について 履行不能となった場合
- 極行不能となった場合 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定に より選任された破産管財人
- |20|| 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の 規定により選任された管財人 |3|| 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の
- 規定により選任された平板所がある。 規定により選任された年代務者等 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。 (契約解除に伴う措置)
- (契約解除に伴う措置) 第15条の3 受託者は、第15条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等(使 用済外部分を除く。以下同じ。)があるときは、選帯なくこれらを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意または過失により減失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。 2 受託者は、第15条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、委託者が所有又は管理する履行場所(以下「履行場所」という。)に受託者に所有する器具、材料その他の物品があるときは、選帯なく当該物局、海を撤去(委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所へ搬出。以下同じ。)するとともに、履行場所を現状に復して委託者へ明け渡さなければならない。 3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の原状回復を行うないときは、委託者は、委託者は、委託者は、受託者に対して当該的場を免処分し、履行場所の原状回復有方っとができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることはできず、また、委託者が処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。 第1項とび第2項に規定する受託者が行う原状回復等の期限とびがまについては、委託者が指示するもの

- 第1項及び第2項に規定する受託者が行う原状回復等の期限及び方法については、委託者が指示するもの - , つ。 (契約保証金の返還)
- 第16条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての業務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返 還しなければならない (裁判管轄)
- この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。 第17条 (その他)
- 318条 受託者は、この約款に定めるもののほか、一般財団法人札幌市交通事業振興公社契約規程及び労働基 準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号) その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。
- ・ 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる 書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるも
- 3 のとする。

名称: 電車事業所工場クレーン保守点検業務<2024単価>

(内訳表)

名 称		規格等	単 位	単 価(税抜)
1	ホイスト式天井クレーン	12ton (AB線) ①	回	円
2	ホイスト式天井クレーン	12ton(AB線)②	回	円
3	ホイスト式天井クレーン	2ton(C線)	回	円
4	ホイスト式天井クレーン	2ton(台車整備室)	回	円
5	ホイスト式天井クレーン	2ton(工作機械室)	回	円
6	ホイスト式天井クレーン	1ton(電気作業室)	回	円
7	ホイスト式天井クレーン	1ton(部品洗浄室)	回	円
8	ホイスト式天井クレーン	1ton(空制作業室)	回	円
9	ホイスト式天井クレーン	1ton(倉庫・用品庫)	回	円
10	書類作成	-	回	円
11	ホイスト式天井クレーン年検査	仕様書のとおり	回	Ħ